

確認じゃ！給付金。

臨時福祉給付金(経済対策分) 1人につき15,000円



- 平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない人への影響を緩和します。
- 給付金を受け取るためには申請が必要です。

カクニンジャ

検索



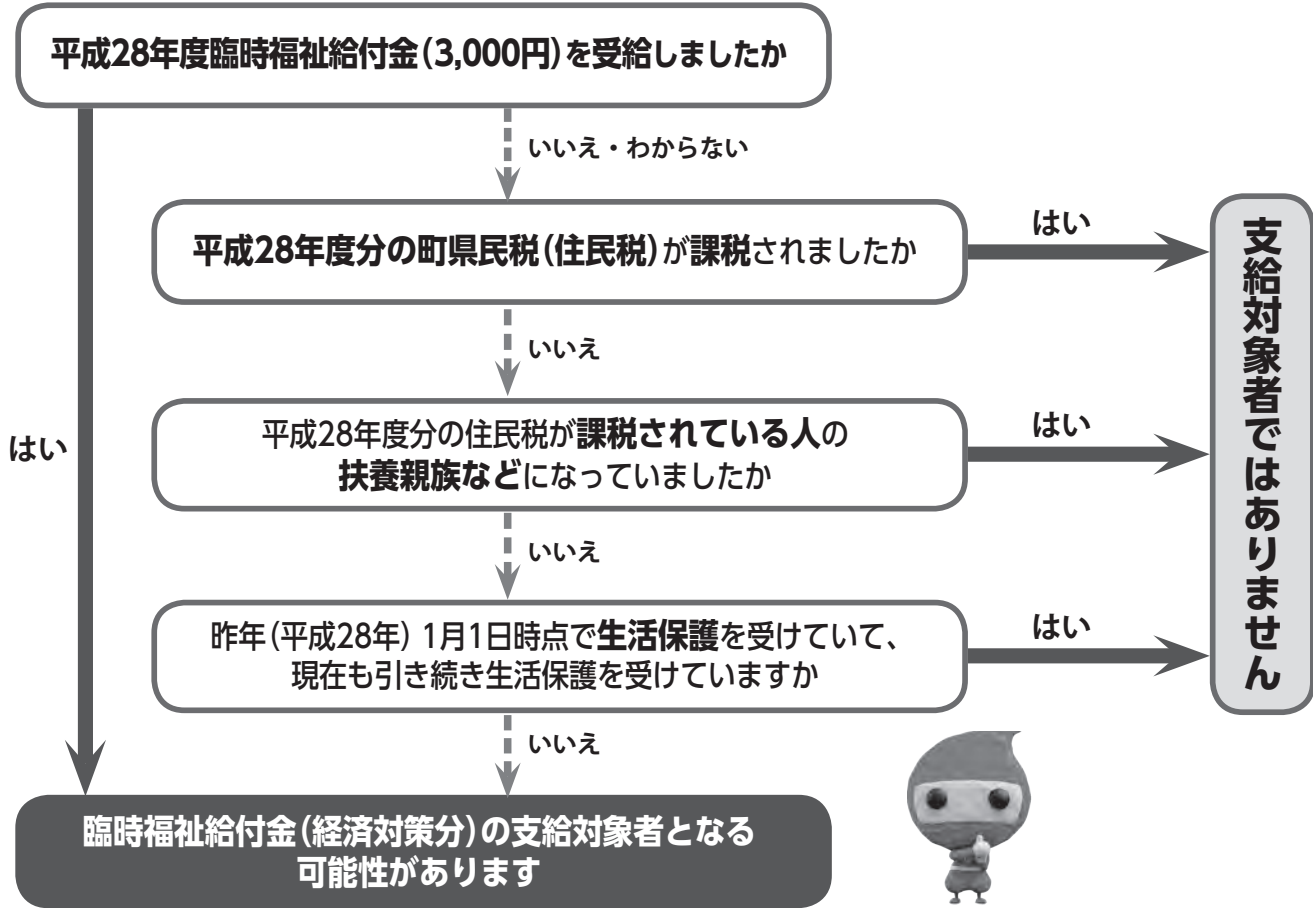
給付金の対象者・支給額・申請方法 など	
支給対象者	次の要件をすべて満たす人 ▽平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者 ・平成28年1月1日現在で遠賀町に住民登録をしている人 ・平成28年度の町県民税(住民税)が課税されていない人 ※次の場合は対象外です。 ▽課税されている人の扶養親族などになっている場合 ▽生活保護を受給している場合 ▽中国残留邦人等支援給付を受給している場合
支給額	対象者1人につき 15,000円
基準日	平成28年1月1日
申請期間	3月21日(火)～6月21日(水)
申請書の配布	対象になると思われる人には3月下旬に申請書などを郵送します。
申請先	平成28年1月1日現在で住民登録をしている市町村
申請 問い合わせ	遠賀町役場 福祉課 福祉人権係 ☎093(293)1234 ※平成28年1月1日時点で住民登録をしている市町村への申請が必要です。
注意事項	▽DV被害などで他の市町村から住民票を移さずに遠賀町に住んでいる人は、遠賀町で申請を受け付けできる場合がありますので、ご相談ください。 ▽給付金の申請には、平成27年中の所得により計算される「平成28年度の町県民税(住民税)」の課税状況の確認が必要です。住民税が未申告の人は、対象となるか判断できないため、申請書が郵送されません。収入のわかる書類や印鑑などをお持ちの上、税務課窓口で申告を行ってください。 ▽申請書提出後に審査を行い、支給の可否を決定します。 ▽申請書の不備などに対し、必要な修正を行わない場合は、申請は取り下げられたものとします。 ▽支給後に支給要件に該当しなくなった人に対しては、支給した給付金の返還を求めます。

よくあるご質問

- Q 平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者に該当しますが、実際には受給しませんでした。今回の給付金の対象者になりますか？
- A 支給対象者になります。平成28年度臨時福祉給付金を実際に受給したか否かは問いません。
- Q 基準日以降に亡くなった人は、対象になりますか？
- A 市町村が支給決定するまでの間に亡くなった人は、支給対象になりません。支給決定後亡くなった人は、その人へ支給される給付金を遺族が相続できます。



臨時福祉給付金 支給対象者診断チャート



【参考】町県民税(住民税)が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)※

給与所得者	区分	非課税限度額 (給与収入ベース)	公的年金などの受給者	区分	非課税限度額 (年金収入ベース)
	単身	96.5万円		単身	65歳以上
夫婦 (配偶者を扶養)	146.9万円	単身	65歳未満	101.5万円	
夫婦・子1人 (配偶者と子1人を扶養)	187.9万円	夫婦	65歳以上	201.9万円	
夫婦・子2人 (配偶者と子2人を扶養)	232.7万円	夫婦	65歳未満	159.2万円	

※生活保護基準の2級地(遠賀町)における非課税限度額



給付金を装った不審な電話・メールが発生しています。

“振り込め詐欺”や“個人情報・マイナンバーの詐取”にご注意ください。

- ▶ 市町村や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることや、手数料の振り込みを求めることはありません。
- ▶ ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません。
- ▶ 市町村や厚生労働省の職員などをかたった不審な電話や郵便、メールがあった場合には、遠賀町役場や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。